

第3回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 議事録

日 時：平成24年10月1日（月） 15時00分から16時40分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 中会議室

出席者：

【協議会委員（会長、副会長、その他委員五十音順）】

会長 水島孝嗣、副会長 高村雄渾、澤田幸三、住亮太郎、其田勝則、坪江利香、
広瀬美智子、堀江和美、皆上泰信、吉田和枝

【砂川市関係者】

総務部長 湯浅克己、市民部長 高橋豊、建設部長 金田芳一、教育次長 森下敏彦、
市立病院事務局長 小俣憲治、消防長 佐々木薫

【事務局】

まちづくり協働課長 近藤恭史、まちづくり協働課まちづくり協働係長 板垣喬博

1. 開会

事務局：皆様、本日は大変ご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。
ただいまから、第3回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を始めます。
それでは、はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

会長：皆さん、こんにちは。

委員の皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中にも関わらず、ご出席をいただきありがとうございます。

今年は、例年にない暑さ続きでございましたけれども、ようやく暑さも和らぎ、過ごしやすくなってきたかなと思っているところでございます。

今日は第3回目の協議会になりますけれども、前回、7月の協議会で、皆さんに審議していただいた、「砂川市の協働事業の現状調査」について、これまでの間、事務局で調査していただきました。その結果がまとまったようでございますので、本日は、その報告を受け、しっかりとこれからの指針づくりに活用してまいりたい。このように考えているところでございます。

また、前回示されました、指針のたたき台につきましても、皆さんからのご意見を踏まえ、修正されたものも示されることになっておりますし、新たな項目についてのたたき台も提案される予定でありますので、皆さんのお知恵をお借りしながら、活発な議論のもと、分かりやすい、より良い指針となるよう協議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

本日の会議につきましては、委員全員の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、栗井経済部長が公務出張中のため、本日欠席をしております。また、消防長が現在打ち合わせに入っております、遅れて出席いたしますことをご了承願いたいと思います。

それでは、これからの会議の進行、議長は、会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

3. 議事

会長：それでは、議事に入ります。

まず（1）の報告事項ですが、①の「砂川市の協働の現状把握調査結果について」事務局から説明をお願いいたします。

（1）報告事項

①砂川市の協働の現状把握調査結果について

事務局：報告事項の①砂川市の協働の現状把握調査結果についてご報告させていただきます。

この調査につきましては、前回、第2回の策定協議会において、指針を策定するにあたり、現在、砂川市ではどのような協働が行われているのか。現状を把握するため、事例を整理していく必要性が確認されましたことから、市役所、市立病院、消防を対象に調査を実施したところでございます。

この度、調査結果がまとまりましたのでご報告いたしますが、事前に資料をお配りしておりますので、簡潔にご報告をさせていただきます。

お手元の会議資料1の砂川市の協働事業（活動）の現状について 調査結果一覧の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに1. 調査の目的についてであります。指針の策定にあたり、市と市民との協働事業の現状を把握することで、これからのビジョン等の検討に役立たせるために実施したものであります。

続きまして、2. 協働事業の定義についてであります。協働事業（活動）は、市と関係する相手を市民、町内会、市民団体、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者等とし、これらの多様な主体と、それぞれの役割と責任を認め合いながら、行われている事業（活動）といたしました。あくまでも官と民、市と市民との協働を調査の対象として実施しております。

また、調査の対象につきましては、平成23年度、24年度に実施された事業及び24年度につきましては、これから実施を予定している事業も含めまして対象としております。

続きまして3. 協働事業の形態についてであります、①共催から⑩協力、連携までの10区分として調査を実施しております。

4. 調査項目につきましては、①事業（活動）の名称、②担当部署、③まちづくりの分野、④協働の形態、⑤関係団体の名称、⑥事業（活動）の概要、⑦事業実施期間の7項目としております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。

5. 調査の結果についてであります、砂川市における市と市民との協働の事例をまとめてみますと、下記の1～3のような結果となっております。

結果につきましては、第6期総合計画における6つのまちづくりの分野や協働の形態、10区分ごとに全体の様子が分かるようにしております。

砂川市における協働事例は全体で127事業、うち市役所115事業、市立病院6事業、消防6事業という結果になっております。

はじめに1. まちづくりの分野別では、「教育・文化・スポーツ」が32事業と最も多く、続いて「医療・保健・福祉」が31事業、「産業振興」が24事業、「生活環境・防災」が19事業、「都市基盤」が11事業、「市民参画・コミュニティ・行政運営」が10事業という順になっております。

次に2. 協働の形態別の結果についてであります、127事業のうち協働の形態が、例えば、「実行委員会、運営協議会」と「補助、助成」というように形態が複数に及ぶ事業が23事業ございまして、そのうち1つは形態が3つにまたがっている事業もございましたので、協働の形態別の合計は151となっております。

協働の形態といたしましては、「補助、助成」など市が財政的な支援を行っているものが38事業と最も多く、続いて市と市民、市民団体等が「協力、連携」して事業を行うものが37事業、「実行委員会、運営協議会」など市と市民、市民団体等が構成員になって組織をつくり、事業の企画立案、開催、運営等を行うものが28事業、市が趣旨に賛同して、「後援」という形で事業の後押しをしているものが12事業、「委員会、審議会、協議会」など政策形成への参画をいただいているものが11事業、以下記載のとおりとなっております。

続きまして、3. まちづくりの分野別、協働の形態別の一覧についてであります、生活環境・防災の分野では、「実行委員会」、「補助、助成」といった形態が多く、医療・保健・福祉の分野では「補助、助成」、「協力、連携」、教育・文化・スポーツの分野では「協力、連携」、「実行委員会、運営協議会」、都市基盤の分野では「協力、連携」、産業振興の分野では「補助、助成」、「後援」といった形態が多い傾向があります。また、市民参画・コミュニティ・行政運営の分野はそれぞれの形態が均等となっているなど、まちづくりの分野ごとに協働の形態に特徴が見られているところでございます。

続きまして、3ページ以降につきましては、それぞれまちづくりの分野別に協働事例をまとめたものの一覧となっております。

一覧表には、事業（活動）の名称、担当の部署、協働の形態、関係団体の名称、事業（活動）の概要、備考、事業の実施期間を記載しております。また各協働事例につきましては、協働の形態の区分ごとに順番に記載をしております。

3ページから6ページまでは、生活環境・防災分野の19事業、7ページから12ページまでは、医療・保健・福祉分野の31事業、13ページから18ページまでは教育・文化・スポーツ分野の32事業、19ページから21ページまでは都市基盤分野の11事業、22ページから26ページまでは産業振興分野の24事業、27・28ページには市民参画・コミュニティ・行政運営分野の10事業を挙げております。

また、29ページには、事業名のみですが、まちづくりの分野別、形態別の一覧を添付しております。

そのまま、29ページをご覧ください。各行には10区分とした協働の形態、各列には6区分としたまちづくりの分野ごとに、それぞれ該当する欄に事業名を記載しております。

各協働の形態別の主だった事例といたしましては、1. 共催についてであります。これは、市と市民、市民団体等が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、それぞれが主催者となって共同で事業を行うものということで、生活環境・防災分野の市民防火のつどい、教育・文化・スポーツ分野のアメニティ・タウンすながわマラソン大会、青少年健全育成市民のつどい、市民参画・コミュニティ・行政運営分野の砂川市新年交礼会などが協働事例として挙げられます。

2. 後援についてであります。これは、市民、市民団体等が主催する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、後援名義の使用を認め、事業を後押しするものということで、医療・保健・福祉分野の市民健康フォーラム、高齢者芸能交流大会、産業振興分野の砂川冬のフェスティバル、ラブリバー砂川夏まつりなどの事業が協働事例として挙げられます。

なお、後援につきましては、一覧に載せております12事業の他にも市や教育委員会として数多くの後援をしておりますが、例えば、石狩川下覧櫓、THE祭、砂川夜の酔人ロード・はしご酒大会、北海道少年野球チャンピオンシップ大会、百まい襖展など、名義貸しのみの後援事業、全体で37事業ございましたが、これらにつきましてはこの一覧表には含めておらず、ここでは何らかの運営協力を行っている主だった後援事業として12事業を挙げさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

3. 実行委員会、運営協議会についてですが、これは、市と市民、市民団体等が構成員になって新たな組織を作り、事業の企画立案、開催・運営等を行うものということで、生活環境・防災分野では砂川地区暴力追放運動推進協議会、交通安全推進委員

会、医療・保健・福祉分野では高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会、教育・文化・スポーツ分野では市民文化祭、ジャリン子ハロウィーンや七夕、あいさつ運動、産業振興分野ではすながわスイートロード協議会、中心市街地活性化協議会などが協働事例として挙げられます。

4. 委員会、審議会、協議会についてですが、これは、事業や計画の検討について、市民の持つ専門的な知識や経験を活かし、意見や提言を取り入れることによって政策の決定などを行うものということで、生活環境・防災分野では、公害対策審議会、廃棄物減量等推進審議会、教育・文化スポーツ分野では学校給食センター運営委員会、市民参画・コミュニティ・行政運営分野では行政改革推進委員会、協働のまちづくり指針策定協議会などが協働事例として挙げられます。

なお、3. 実行委員会、運営協議会と4. 委員会、審議会、協議会の区別が分かりにくいとは思いますが、基本的には3. は運営的な役割を果たすもの、4. は政策の決定などを行うものという分けをしております。また、例えば民生児童委員協議会や国民健康保険運営協議会など、それぞれ法律のもとで組織することが義務付けられているものにつきましては、事例から除いております。この他にも事例として、総合計画審議会など思い浮かぶものがあるかと思いますが、調査対象年度外ということで一覧には載っておりません。

5. 懇話会、懇談会等についてですが、これは、行政運営において、市民や地域等の意見を求めることによって、より良い課題解決や政策の改善などに活かすものということで市民参画・コミュニティ・行政運営分野の町内会連合会と市理事者との懇談会、協働のまちづくり懇談会の2つの事例となっています。

また、6. 情報・意見交換についてですが、これは、市と市民、市民団体等がお互いに持っている情報を、提供・交換・発信することで、情報の共有化を図ることということで、医療・保健・福祉分野の認知症を抱える家族の交流会活動が事例として挙げられます。

7. 補助、助成についてですが、これは、市民、市民団体等が行う公益性の高い事業に対して、市が財政的な支援を行うものということで、事例も多く、生活環境・防災分野では資源ごみ団体回収、防犯灯の設置・維持、都市基盤分野では花いっぱい運動、産業振興分野ではプレミアム商品券発行事業、農商工連携促進事業などが協働事例として挙げられます。

8. 委託についてですが、これは、本来、市が行うべき事業に対して、市民、市民団体等の優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するものということで、生活環境・防災分野では消費生活相談、医療・保健・福祉分野では学童保育所運営、都市基盤分野では団地駐車場や集会所の管理などが挙げられます。

委託の関係につきましては、建設・土木工事等の発注事業、相手方が業として行っ

ている請負については、協働という観点から対象から外しております。

9. 指定管理者制度についてですが、これは、市が設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営するものということで、老人憩の家、体育施設、交流センター、公民館、活性化プラザ、コミセンの管理・運営などが挙げられます。

10. 協力・連携についてですが、これは、市と市民、市民団体等が、それぞれの特性を活かし、協力、連携して事業を行うもの、一時的なボランティアを含むものとして、医療・保健・福祉分野では介護予防教室、いきいき運動推進事業、ファミリーサポートセンター事業、市立病院ボランティア活動、教育・文化・スポーツ分野では放課後子ども教室、家庭教育サポート企業、子ども 110 番の家事業、都市基盤分野では街区公園維持管理などが挙げられます。

この調査結果一覧につきましては、先ほどご説明したとおり、市役所、市立病院、消防へ調査した資料を元に作成したもので、市と市民との協働事例となっております。民と民など市内の全ての協働事例を網羅したものではありませんので、実際には、この表に挙げられた事例以外にも、協働の事例はたくさんあると思います。

なお、市と市民との協働事例、個別の事業ごとの説明は省略させていただきますが、全体の傾向としての押さえをしていただければと考えております。また、個別の事業につきましては後程ご一読いただければと考えております。

以上が主な調査結果の概要ですが、この調査結果につきましては、先程、調査の目的でもご説明したとおり、市と市民の協働事業の現状を把握したうえで、これからどうあるべきか、これからのビジョン、協働を進めるための施策の検討につなげていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

報告事項については以上です。

会 長 : ただいま、事務局から現在行われている市と市民との協働の現状について、調査した結果の報告がございました。ご質問等ございましたらご発言をいただきたいと思っております。

皆さんが実際に活動をしていらっしゃることも、この中にはあろうかと思えますけれども、そういうようなところからでも構いませんので、何かございましたらお話しいただければと思います。

委 員 : 一覧表 3 ページの 3、物を大切に作る運動推進協議会についての意見ですけれどもよろしいですか。今年のリサイクル即売会については、あまり役所の方のやる気がなく、中止したいのかなと感じながら参加していました。

リサイクル品については持ってきていただいたものについては断らないものですから、最終的に捨てる物が結構あります。昨年までは、役所でリサイクル業者を呼んで処理してくれたのですが、今年は引き取れませんので、各自で処分してくださいとい

うことになりました。そういうようなお話を前日に聞いたものですから、役所の行事なのに、なぜ各団体が行わなければならないのか納得がいきませんでした。その後、会議がありまして、よく説明を聞くと、ものを大切にする推進協議会だから、なるべく捨てる物を少なくするという考えらしく、私たちと行き違いがあったようで納得して帰ってきました。来年は役所の方で処理してほしいということが各団体の意見でした。

市民部長 : 協議会の方では、ものを大切にするという趣旨からいって、その時だけ行うのではなく、その反省から翌年度はどうしたらよいかという会議を開催しています。そういう機会を通じてということもありますし、会議までに間が空いているということであれば、直接担当の方に言っていただくということになろうかと思えます。

各団体にご協力をいただいているわけですから、基本的には各団体が動きやすいように、また、いろいろなご意見を取り入れるようになっております。行き違い等もあったようでございますが、直接お話をしながら差を埋めていかなければならないと思えます。やる気があるかないかということでは、それは全ての部分ではなく、ごみの処分の部分についてだと思えますけれども、今、お聞きしますと行き違いがあったようですから、そういうところも精査しながら、必要な部分については市民生活課の方にお話をいただければと思えます。

委員 : 今回は、その話が前日に来て、各団体も納得していますと言われたものですから、相談して私たちも従うしかないということになりました。

この間の会議では皆さんからいろいろな意見が出て、皆さんが行事をやめたいと思っているわけではないのだなと感じました。来年は40回目ですので、来年も頑張りましょうということで、和やかに終了しました。

市民部長 : 前日に急にどうのこうのという点につきましては、それはもっと事前にやらなければならないことですので、そういう点があるのだとすれば私の方で確認をして、十分に意思疎通を図っていく形を取らせていただきたいと思います。

委員 : 皆でたくさん文句を言わせていただきましたが、最後は納得しましたので。

会長 : その他、何かございませんか。

委員 : 先ほど法律で決まっている協議会などについては除いているというお話がありましたけれども、できればそれらも協働の一部だと思いますので、私は残しておいた方がいいような気がいたします。

事務局 : 今回、事業を取りまとめるにあたりまして、法に基づいた協議会、委員会等については除いておりますというお話をさせていただきましたけれども、市民の皆さんが主体的に参加していただいているものが、やはり協働の基本ではなかろうかということ

で、法で定められていて設置が義務付けられているものについては、どうしても作らなければならないものでありますので、今回の協働の事例調査からは除かせていただいたという趣旨でございます。

委員：調べているのでしょうから、私は残しておいた方がいいと思います。それを法に基づいているものと分ける必要はないと思いますけれども、それも立派な協働だと私は思います。皆さんはどうか分かりませんが、私はそう思っているということです。

事務局：法で義務付けられていても、市民の皆さんに協力をしていただいて、設置をしているものであるのだから、残しておいた方がよろしいのではないかというご意見ということでもよろしいですね。

委員：はい。

事務局：今回はこのような整理をさせていただいておりますので、これに加えて出し直すということはいたしませんけれども、そういう協議会や委員会もありますので、今回の整理の仕方とすればこういう形で整理させていただきましたということでお示しさせていただきたいと思っております。

会長：そういうことでよろしいですか。

委員：はい。

会長：その他、何かございませんか。

委員：1つ質問なのですが、23ページの10 砂川市TMO事業活動のTMOって何のことなのでしょう。

事務局：経済部長が欠席されておりますけれども、これにつきましては、まちなかの活性化ということで、中心市街地活性化基本計画という計画とT（Town）M（Management）O（Organization）、タウンマネジメントオーガニゼーションという構想に基づいて事業展開を進めているもので、平成17年度から行われている事業です。事業の概要にも書いてありますが、花いっぱい運動など商店主と市が協力し合って道路の植樹柵の花を植える活動等を行っており、それに対する補助を行っているということで、一覧に掲載をさせていただいております。

会長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

会 長 : その他、何かございませんか。

事 務 局 : 委員さんの方からもまずは砂川市の協働の事例をまとめてみてはどうかというご意見等もございまして、今回、まとめさせていただきました。

協働の事例として中には若干漏れているものもあるのかもしれませんが、全体で127の事業が出ております。協働を意識しない中でも、このように市民と市が協力し合った事業が多数あるということが、発見できたのではないのかなと思います。このことを皆さんに見ていただくことによって、私たちが今行っている活動も協働事業の一つなのだろうと、市民の皆さんにもお気づきいただきながら、また、協働事業の新しい活動といったものも考えるきっかけにもなっていただけではないのかなと、事例をまとめた事務局の感想としては、そのように思っているところでございます。

会 長 : そのようなことで、皆さんもこの調査結果を踏まえて、これからの協働を進めるための施策、取り組み等の検討につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に、議事の(2)協議事項に入ります。①の「協働のまちづくり指針の素案について」事務局から説明をお願いいたします。

(2) 協議事項

①協働のまちづくり指針の素案について

事 務 局 : それでは、協働のまちづくり指針の素案についてご説明いたします。

ここでは、前回協議していただきました「たたき台」のまとめと、今回、新たに提案させていただく内容についての2つの案件につきまして、順に協議をしていただきたいと思います。

まず、はじめに、お手元の資料2の「砂川市協働のまちづくり指針素案(前回協議のまとめ)」をご覧くださいと思います。

これは、前回、事務局から提案させていただきました「素案のたたき台」につきまして、前回の協議内容を踏まえて、整理させていただいたものとなっております。

これは、次の資料3の「第2回指針策定協議会の意見の概要」という資料がございしますが、そちらを基に素案として整理したものでありまして、修正や文書の追加などを行った箇所につきましては、赤字で表しているところであります。

今回の協議事項では、はじめに、ここに示しました、資料2の修正した内容につきまして、協議していただきたいと思います。

これより、その内容につきましてご説明しますので、資料3の「意見の概要」と併せましてご覧くださいと思います。

はじめに、資料2の1ページ、「(1)の協働が必要とされる背景」ですが、資料3の「協働が必要とされる背景について」の意見では、市側から、文章表現のあり方として、「少子高齢化や人口減少が進み」とあるが、どうしてこれが、協働が必要とされる理由になるのか、書かれていないところがありますよね、という意見がございました、委員さんの同意もありましたので、この部分につきましては、その理由として、赤字のとおり「経済状況や社会環境の変化などにより、税収などの財源が減少する一方で、福祉ニーズが増大するなど、地域課題や市民ニーズが多様化してきており」と加えさせていただきました。

なお、今回、この指針で表す言葉ですが、次の行の「市」という部分が赤字になっておりますけれども、前回のたたき台で「行政」という言葉と「市」という言葉が混在しておりましたので、今回一定の整理をさせていただきました。

この指針につきましては、砂川市の協働を表すものでありますことから、砂川市に関する意味のものにつきましては、「行政」という表現ではなくて「市」という表記に改めさせていただきました。

また、このページの中段以降に「行政側から見た協働の要因」の部分で、行政の意味を記載させていただいておりますが、ここでの「行政」とは、国及び地方公共団体の行政事務を行う機関のこととし、広義的な意味合いを持つものにつきましては、「行政」という表現をさせていただきました。ですから、砂川市の行政事務に関わる部分につきましては、「市」という表記で統一をさせていただいたところでございます。

この他、このページでは、「全国的な観点から、協働が必要とされる背景として、次のような状況が考えられます」として、「行政側から見た協働の要因」と、次の2ページに、「住民、民間側から見た協働の要因」を表しておりますが、これに対するそれぞれ委員さんからの意見といたしまして、「行政側から見た協働の要因」についての意見といたしましては、「行政サービスの見直しが必要になっている時代」とあるが、どうして見直しの方向なのか、どういう方向で見直しをしていくのかが分かるように記載すべきではという意見がございましたので、資料2の②で、「地域力や住民参画を活かした」行政サービスが必要になってきていますということと、③では「行政だけでは補えない部分については」、民間の力を活用していく時代になってきていますということを加えさせていただいたところでございます。

次に、資料2の2ページになりますが、「住民、民間側から見た協働の要因」につきましては、民間側からも公共的な活動、自治をしていこうという自らの動きが出てきていることを示したところ、委員さんから「まだこのような動きはないのではないか。」という意見がありましたが、「全国的な協働の要因を言っているものであり、市民、民間側からも一部、こういう動きが出てきていると思う。」という見解によりまして、ここではそういう動きが出てきているという考えに基づきまして、要因についてはそのまま記載させていただいているところでございます。

なお、要因の②については追加をさせていただいたものになりますけれども、「もの

が豊かで生活が便利な社会となる一方で、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行していましたが、東日本大震災の発生や高齢社会などが問題化する中において、人々の助け合い、支え合いの必要性が理解される中、地域のつながりを高めようとする動きが出てきています。」ということで、コミュニティ機能が高まってきているという記載が、前回のたたき台では抜けておりましたので、今回加えさせていただいたところでございます。

全国的に見ますと、このような傾向にあると言えますが、「このことにつきましては、砂川市においても同様であり、現在は、市側も住民、民間側もお互いに協力し合って、活動していこうという時代を迎えているといえます。」という形で、ここは整理をさせていただきます。

続きまして、「(2) 指針策定の趣旨」の部分であります。ここについては、資料3の2ページの「協働の原則（基本理念）について」で、指針策定の趣旨に関わる部分について、中ほどにあります委員さんからの意見で、「砂川はいい町だねと言われるように、いい町に住んでいきたいのです。だから、砂川のために何とかしようという人たちが増えてきたと思います。そういう人たちの声を表に出せるようにやっていくのが、協働の根本だと思います。」というご意見を踏まえまして、策定の趣旨のところ「協働のまちづくりの考えを、多くの市民の皆さんに広げて、わがまち砂川を、より住みやすく、魅力あるまちとなるように」指針を策定するものということです。加えさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページ、「2 協働とは」の「(1) 協働の定義」につきましては、前回示したとおりでありまして、協働は「住みよいまちにするために」が、みんなの共通した目標になることを強調するとともに、補足といたしまして、協働の言葉の意味の違いを記載のとおり加えさせていただいたところでございます。

続きまして、4ページに移りまして、「(2) 協働の原則（基本理念）」についてであります。ここにつきましては、資料3の2ページにありますように、委員の皆さんより多くのご意見をいただいたところでございます。

主な意見といたしましては、「協働というからには官と民が対等な立場でなければならないと思う。」と言った意見や、「協働という形を持っていろいろな事業をやっていく時に、縦割り行政や垣根が取れるような形でやっていただきたい。」また、「何か事業をやる場合に、市ではできないという方向ではなく、できる方向を考えてやっていただきたい。」そのためには、「話し合っでできる方法、クリアする方法を考えていく必要がある。」といったご意見をいただいたところでございます。

また、最後のご意見でも、「お互いがより解決できる方法を考えながら、協働でやっていくということをうまく表現して、盛り込んだ方がいいと思う」といった、市側に対するご意見を多くいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、資料2の4ページにありますとおり、協働の理念といたしまして、まずは、「市民と市が「協働のまちづくり」をスムーズに進めて行くために、

お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。」として、6つの基本理念を示したところでありますが、特に③の「対等な関係の尊重」として、協働の関係では、お互いに上下関係のない、対等な関係を保つように心がけます。に加えまして、「特に市は、協働を行う相手に対し、まちづくりのパートナーであるとの意識を強く持ち、対等な立場で話し合い、協力し合う姿勢を示すことが大切です」と加えさせていただいたところでございます。

また、⑤の「目的を共有」というところでは、協働のまちづくりには、「砂川市をより良い方向に導く」という共通の目標があります。このことから、それぞれが何のために協働するのかという目的を共有し、「課題を解決できる方法を考えながら」取り組みを進めていきますと加えさせていただいたところでございます。

なお、最後に、この理念の総体的な考え方といたしまして、「多くの皆さんが、まちづくりの楽しさを感じながら、一緒になってまちを盛り上げていく、まちを支えていくことができるようになっていきます。」という考えを示したところでございます。理念の部分につきましては以上でございます。

次に、5ページの「(3) 協働の担い手」につきましては、協働のまちづくりを進めて行くにあたり、基本的には担い手というのは、市民の皆さん一人ひとりが担い手であるとし、それらを活動ごとに区分けすると、このような基本的な分け方になりますということイメージ図と併せて表記をさせていただいたところでございます。

最後になりますが、6ページの「(4) 協働の形態」につきましては、前回協議の内容のとおりとなっております。

以上が、前回の協議内容を踏まえて素案としてまとめた内容でございます。

委員の皆さんには、まず、はじめに、このことにつきまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から、前回の協議会で各委員さんからご発言をいただきました内容を基に、まとめあげた素案について説明がありましたが、この内容について協議してまいりたいと思います。

はじめに、1ページの「1. 指針策定の基本的な考え方」の(1)協働が必要とされる背景の部分に対して、「◆行政側から見た協働の要因」と2ページの「◆住民、民間側から見た協働の要因」も含めてご意見等がありましたら伺いたいと思います。

委 員 : 近年は少子化や高齢化ということで人口減少が進みと書いてありますけれども、これから先を見越した時に、国としては段々少子高齢化が進んでいくということだと思いますが、砂川市としてはその辺は見えているのかお聞きします。

事 務 局 : 今、砂川市の人口に対する65歳以上の割合というのが、32%ぐらいになっているのですけれども、昨年、平成23年度からスタートした総合計画では、10年後には65歳

以上の割合が40%を超えるであろうという予測をしているところでございます。やはり、出生数が少なくなってきた、高齢者の数がどんどん増えていくという傾向は、全国的にもそのような状況が見込まれているということも予測はしているところでございます。

会 長 : 昨年からスタートしました第6期総合計画の中でも10年後には40%ぐらいになるであろうという予測のもとに進んでいるということですね。そういうことでよろしいですか。

委 員 : はい。

会 長 : その他、何か質問、意見等ございませんか。
皆さんのご発言を基に修正または加えて作った指針の素案でございます。

委 員 : 3ページの赤い囲みの中にある③「協働」のところでは、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合いとなっており、対等な立場だとはっきり言っていますけれども、4ページの③になると、対等な関係を保つように心がけますとなっており、心がけるとなるとそうならないこともあるのではないかと受けとる人によっては、ちょっとニュアンスが違ふと感じるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

事務局 : これは、協働の基本理念ということで、全体的に市にも言えることであり、市民の皆さんにとりましても協働を進めるにあたっての基本理念ということになります。この後のたたき台でも示しておりますけれども、市の役割や市民の役割のところに入りますと、また言い回しなどが変わってくるのかなと思いますが、この辺の表記の仕方につきましては、委員さんの中で是非協議いただければと思います。

会 長 : 委員の皆さんに振られました。

委 員 : 対等な関係を保つようにします。でよろしいのではないですか。心がけますより、強い印象になります。

委 員 : この前段の部分は、市民も行政も両方当てはまる対等です。その次に特に市は対等になりましようと言っているのですが、ここは一般の市民に対して、逆に市民にも高飛車な市民はいるわけですから、そうではなくて対等だよと、お互い心がけましようという意味で言っていると思います。その後で、特に市はと市の立場でパートナー意識を強く持ちと書いてありますので、前段は市民に対する啓蒙といいですか、呼びかけみたいな感じなので、このままでいいのではないかと思いますけれども。

会 長 : 一方的な市の立場ばかりからではなく、民の方でもこういったことがありうるのではないかということの中から、こういう表現にしておいて、特に市は協働を行う相手に

対し、まちづくりのパートナーであるとの意識を強く持ち、対等な立場で話し合い、協力し合う姿勢を示すことが大切ですよという表現でいいのではないかというお話もございましたが、どうでしょうか皆さん。

委員：そこまで説明をいただけると納得しました。民の方々がこれを読んでそういうように納得していただけるように願います。

事務局：この部分につきましては、前回、信頼関係を保つですとか、対等な関係ということで、委員の皆さんで大分議論されたところでもございまして、そのことから特に市はというところの内容の表記になっているということでもございます。

会長：ここはそのままということで、皆さんよろしいでしょうか。

委員各位：はい。

会長：それでは、ここはそのようにいたします。
他に何かございませんか。

委員：2ページの③について、ここだけが市民ではなく住民という表記になっている。何か意味があったのですか。①の住民自治はこれでいいですよ。市民自治とは普通使わないですよ。ですので、③の住民がのところはきっと市民になるのではないですか。

事務局：この表記につきましては、前回は協議されたところですがけれども、全国的な観点から捉えるものということで、住民という表記をさせていただいているところでもございます。これ以外の砂川市に関する部分につきましては市民という表記にさせていただいております。

会長：②で東日本大震災などそういう大きなくくりでの事を表現するがために、住民という言葉を使ったということですが、そういうことでよろしいですか。

委員：はい。わかりました。

会長：その他、ございませんか。

無ければ、続きまして、2ページの(2)指針策定の趣旨の部分に対してとなるところですがけれども、既に3ページ、4ページに関わるものも意見として出されておりますので、全体をとおしてご意見があれば伺いたいと思います。

委員：大した問題ではないのですけれども、4ページの協働の原則のところ、文章の表現として、①は努めます。②は築き合います。③は心がけます。④は努めます。⑤は進めて行きます。⑥は取り組んでいきます。と厳密に言えば全部ニュアンスが違います。同じ原則としての理念の中なので、もう少し統一した方がいいのではないかと思います。

事務局：今、ご指摘がありました点につきましては、原則の最初の赤字のところ、常に意識して取り組むことが大切ですよという表記をしておりますので、これに合わせたような形で、例えば、取り組んでいきますというような形で統一した表記というものを、事務局で検討をさせていただきます。次回にお示しをさせていただければと思います。

会長：表現の方法について、次回までに検討しますということよろしいでしょうか。

委員各位：はい。

会長：その他に全体をとおして、何かございませんか。

無ければ、何点か修正のお願いもございましたけれども、この内容で承認されたこととしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

委員各位：異議なし。

会長：それでは、続きまして、資料4の「指針の素案のたたき台」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、続きまして、今回の協議会で新たに検討していただく、素案の「たたき台」につきましてご説明いたします。資料4をご覧いただきたいと思います。

今回、提案させていただきます「たたき台」につきましては、1ページの「2協働とは」の⑤協働の領域（範囲）から、2ページの「3市民活動の現状と課題」として、①町内会活動の現状と課題及び4ページからの②市民活動の現状と課題についてと、さらに、6ページの「4市民と市の役割」として、「①市民の役割」のほか、「町内会や市民活動団体」、「企業・事業者」、「市」の役割までを提案させていただいております。

ここで、今回提案させていただく「たたき台」の各内容について、それぞれ説明をさせていただきます。

はじめに、1ページの「2協働とは」につきましては、これまでの協議におきまし

て、市民と市との協働の形態を定め、そして今回、砂川市の協働事業の現状を確認したところでございます。このことによりまして、市民と市の関わり方というのも見えてきたところであります。

そのことから、ここでは、その協働の領域（範囲）ということで、ここに掲載した図のとおり、Aの市民が主体の領域、いわゆる民と民の協働の部分になります。ここから、さらに次のB～Dの協働の領域、この部分が今回調査いたしました官と民との協働の部分となります。そして、Eの市が主体の領域として、まちづくりにおける市民と市の関わり方をこのように明記したいとして、提案させていただいております。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。次に「3 市民活動の現状と課題」についてでありますけれども、この項目につきましては、協働を進めるための色々な施策となる取り組み策を考えていくうえで、協働の担い手となる市民の皆さんが行っている活動には、どのような課題があるのかなどを知る必要があるとして提案したものであります。

その中の、一つ目といたしまして、町内会活動の現状と課題では、昨年実施いたしました「町内会実態調査」、これは事前に参考資料として、この調査結果の報告書をお配りしておりますけれども、この結果から明らかとなりました現状と課題を、「町内会活動の現状」と「町内会が抱える課題」として、それぞれ記載のとおり提案させていただいております。

特に町内会につきましては、地域コミュニティの最も基礎的な組織であるとの認識から、指針策定にあたって、町内会の現状と課題をおさえることは、必要であると考えているところでございます。

また、4ページからは、二つ目として、市民活動の現状と課題といたしまして、協働のまちづくり講演会の事後アンケートやこれまでの協議会委員の意見、さらには、協働のまちづくり懇談会における市民活動団体の意見を基に、ボランティア団体やNPO法人のほか、市民が参加して主体的に活動を行っている、市民活動の現状と抱える課題をそれぞれ記載のとおり提案させていただいたものでございます。

最後に、6ページの「4 市民と市の役割」についてでありますけれども、ここでは、協働のまちづくりを実現するために、それぞれの主体、協働の担い手において、どのような役割が期待されるかということで、先の「協働の担い手」（資料2の5ページ）で整理した、「市民」、「町内会や市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人）」、「企業・事業者」、「市」について、それぞれの役割をまちづくりにおける総体的な観点から「期待される姿」として、記載のとおり提案させていただいております。

事務局では、今回提案しました、市民活動や町内会活動の課題を把握するとともに、協働のまちづくりにおけるそれぞれの役割を考えることにより、今後の協働の取り組み策を具体的に示すことにつながるものと考えているところでございます。

以上が素案の「たたき台」でございます。

それぞれご審議いただきますようお願い申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

会 長 : ただいま、事務局から素案のたたき台として、それぞれ説明がありました。
まずは、1 ページの「2 協働とは」の「⑤協働の領域」の部分に対して、皆さんの考えをお聞かせいただきたいと思います。
何かございませんか。

委 員 : 特にないです。

会 長 : それでは、全体でやりたいと思います。1 ページずつではなくて、全般にわたっても結構ですから、ご意見を伺いたいと思います。

事務局は特にございませんか。

事 務 局 : 1 ページの協働の領域ということで、これはこれまで皆さんで議論していただきました、協働の形態や市や市民とで協力し合っている事業を整理させていただいた事によりまして、こういう関係が明らかになるということで、このような図で表現をさせていただいております。

市民の皆さんが関わる部分につきましては、白い部分で、市が関わる部分がグレーの部分になっており、斜め線を引いておりますけれども、その関係によって割合が違ってきます。市民が主体的に活動している割合が多い事業もございまして、市の方の割合が多い事業もあり、一概に全部、協働事業というのは半々の関係のものばかりではないということが、これによってわかっていただけるのではないかと考えているところでございます。

会 長 : そういうことのようにございます。1 ページはよろしいですね。

それでは、2 ページからの町内会活動の現状と課題の部分について、町内会活動をやっている方もいらっしゃいますけれども、質問や意見等ございませんか。

事 務 局 : 特に町内会活動につきましては、協働の基礎的な活動をされているものと市としても考えているものですから、ここはきちんと示す必要があると考えているところでございます。

会 長 : 4 戸しかない町内会があることを、この調査結果を見て初めて知りました。

委 員 : 10 戸以下の町内会もたくさんある。

委 員 : 後から資料としていただいた町内会実態調査の結果では、88 町内会と書いてありますけれども、たたき台では 87 町内会になっていますが、合併したということでしょうか。

事務局：今年度、戸数の少ない町内会がお隣の町内会と一緒に活動したいということで、1つ合併したところがございまして、昨年調査した時は88町内会でしたが、今年4月にそのようになりまして、現在87町内会となっております。

委員：これからもそういうことが多くなっていくのでしょうか。

事務局：先ほどお話にもありましたけれども、実際には4戸しかない町内会もあるのですけれども、去年、私と係長で各町内会長さんを一軒一軒回ってお話を聞かせていただいたのですけれども、中には戸数が少なく活動がままならないところもあるのですけれども、これまでの町内会の歴史的な背景や活動の温度差などもあってなかなか、隣の町内会と一緒にするのも難しいという町内会もあるようでございます。農村地区では戸数が少ない町内会が現状として多いということがあります。

委員：町内会の活動を生活環境や安全、安心などと分けてありますが、役所はそれぞれ部署によって担当が違うと思いますけれども、横の連携はうまく取れていくのですよね。例えば市の衛生や土木関係等は関連するところがあると思いますが、町内会からするとそれは土木だ、衛生だ、といろいろ出てくるのだけれども、その辺の連携をうまくしてくれるのですよねということです。

総務部長：持ち場持ち場で専門的な部分もありますので、本当に専門的なことになるとその持ち場でやっていただかなければ分からない部分はありますけれども、どこに相談をしたらいいのか分からないという部分ですとか、似たようなところでどちらに相談したらいいのか分からないということがあると思います。例えば側溝であれば衛生なのか、それとも道路の状況が悪いのかなど、そういう部分もあると思いますので、基本的にはどこか窓口を一本化して、今で言いますと、まちづくり協働課がありますので、そこに相談をしていただいて、そこで判断をして繋いでいくという形をとらないと思っております。

そうでなければ今までのように、ここまでは私のところだけれども、こっちはということになりますので。どうしても専門的な部分につきましては、最後までそういうことは残るとは思いますけれども、基本的には、窓口を一本化しながら、一定のところまでの解決は見いだせるような形にしていかなければ、今までと同じような状況になると思いますので、今はそういう方向性も検討されておりますので、そういう形で進めて行きたいと考えております。

委員：ここで言うことではないかもしれませんが、私の町内会のところに市営住宅を建てている。おもしろいのは、市営住宅は市営住宅で街灯をつけるのです。町内会は町内会で街灯があるので、市で設置するのであれば、お金もかかっているで町内会のは取り外しますということになりました。団地につきましては、街灯や草刈りなど共益費の関係で自治会組織を作るのですが、自治会組織を作るので町内会からは脱退しますということなのです。脱退は自由なのですが、連合会にも入らないようです。市

の広報は全戸配るのでいいのですが、社協や交通公安関係等の配布物は町内会に持って来られても配るところがないので、困っているところもある。街灯の部分についても事前に市からの説明はなく、出来上がってからそういうことになるので、対応としては事前に説明をしてほしい。そういう点は協働のまちづくりから言うとちょっと欠けているように感じます。ここで協議することではないので、これはこれでいいのですが。

会 長 : 陳情会みたいになってしまいますからね。

町内会活動の部分についてお話がありましたが、ボランティアや市民活動の部分でも何かございませんか。

事務局 : 事務局からよろしいでしょうか。

今、議論していただいております町内会や市民活動の現状、さらには課題を整理し、課題を解決することを考えることによって、協働を進める具体策にも繋がっていくであろうと思います。課題等をいろいろ出していただくことで、これから皆さんも議論しやすくなっていくのではないかと思いますので、是非活発なご意見をいただければと思います。

会 長 : 皆さんの意見が指針づくりに反映されることになりますから、どんどん発言をしていただければと思います。

委 員 : 私たちはボランティアをやっていますけれども、今のボランティア自体が他の方から見ると入りにくいのでしょうか。元々市を退職した方の奥さんが多いということはあるのですけれども、他の市民の方から特殊な感じで見られているのかなと感じています。そんなことはないのもっと入りやすくしたいと思っているのですけれども、敷居が高いと思われているのでしょうか。

会 長 : どなたでも加入できますというPRが必要ですね。

委 員 : 市長さんは一生懸命、言ってくださっているのですけれども、一番の問題は会員の高齢化です。

委 員 : 町内会にも市民団体にも共通して言えるのですが、人材育成が足りない。人材がない。町内会も高齢化が進んで、役員のなり手もない。でも、地域には若い人が必ずいて、市の方もどんどんやってくれていますけれども、もっと若い人の意識をあげていかなければならないのかなと思います。そういう呼びかけも町内会としてもやらなければならない。市民団体にしても、同じ人がいくつも重なってやっているのが現状であって、それをカバーする次の若い人に育っていただいて、一緒にやりながら世代交代を含めてやっていくという組織づくりがすごく大事であり、それが一番の課題かなとやっけていて感じます。

会 長 : 人材も含めて、なかなか町内会にしてもいろいろな団体にしても、高齢化が進む中で、難しくなっている部分がありますので、新陳代謝も含めて若い方にやっていただきたい。そういうことを呼びかける何かがあるといいですね。

委 員 : 知っている方が、60代後半なのですが町内会役員の中では若い方らしいです。事務局を引き受けていて、こういうようにした方が効率的ではないかと意見を言うと、ずっとこうだからと言って年長の方々に却下されてしまう。これであれば悪いけれども若い人はやる気にはならないし、辞めるといふ話しになると、今度は皆に囲まれて辞める理由を問いただされる。これでは若い人は育たない。そういう方々が長年やってきたから町内会が反映してきたこともあるので、邪険にもできないですけども、その辺の折り合いをつけるのを誰がやってくれるのだろうかということと、若い人の意見を聞く耳を持って、それをやってもいいかもねと一石を投じてくれる人がいればいいのでしょうかけれども、その辺がうまくいく方法が何かあればいいのになと話を聞いていて感じました。

会 長 : いわゆるジェネレーションギャップといますか、その辺は皆さんが悩んでいるところですね。

委 員 : 6ページの市民の役割について、いろいろ書いてあり、こうなれば素晴らしいなどは思いますけれども、市民というのは多分興味がなければ、義務感だけでやってもきっと長続きしないと思います。その辺のところをどう持っていくかということも、協働のまちづくりの一つの大きな要因じゃないかと思います。

それから、市の役割という部分では、職員の協働への意識向上を図ります。市民と同じ立場に立って取り組みを進めます。とありますけれども、町内会のアンケート調査結果を見ますと市の職員がなかなか町内会に関わってこないということが、かなり多く提起されておりますし、退職者でもなかなか町内会に入っていないということもあります。また、砂川のいろいろなイベントや催しものにも市の職員の参加が少ないという話しをよく聞きます。他のまちなどの話を聞いていると役場の方がたくさん来ていて、一生懸命お世話をしている。そういうこともあるので、市の役割のところ町内会に積極的に関わっていくことや、各種イベントに積極的に参加していくようなことを、しっかり入れておいた方がいいのではないかと思います。

会 長 : ただ今、市職員への参加要請というようなご意見が出されました。

委 員 : 今年の緑と花の祭典の時に市役所の方は結構見えていましたので、呼びかけがあったのではないかと思います。

委 員 : 何年前までは市でやっていた。私が十数年前に審議会に出て、市民参加型のお祭りということで作ったお祭りなのに、市職員ばかりでやっていると段々下火になっていくという話しをして、何とか市民参加型のお祭りにしてほしいということで、お願

いをして市民に役割をいろいろ与えなさいと言って、市民の人が参加できるようなお祭りに十数年前からなってきました。

委員：市職員の参加は少しずつ増えてきていますけれどもね。

委員：この町内会の調査、町内会長個々に調べたというのはすごいことだね。これだけの問題点を出して、これにほとんど書かれていて、私たちが審議することはほとんどないと思えるような素晴らしい報告書だと思います。

委員：確かにこういうことを全部していると思うと休みがないのではと思います。見ている人は見ていると思います。

職員の参加についても少しずつ増えてきていると思います。昨日の防災訓練でも市の立場としてきている方、一般市民として子どもと一緒に来ている方もいましたので、そういうことって大事だと思いますので、少しずついい方向に職員の意識が変わってきていると感じました。

委員：私たちの町内会でも昨日、防災訓練を行いました。役所の方は3名来ておりましたし、いろいろ説明していただいて、消防の方にもスライドを見せていただきました。町内の回覧板で呼びかけをしても全然集まらないのですね。何名かしかいなくて、会長自ら戸別で回ると40名以上集まりました。やはり、直に声かけしないと人は集まらないのかなと感じました。

会長：市の皆さんの意識がだんだん良くなってきているという、いい意見が出ましたので、ここら辺でこの部分は終わらせていただいて次に進みたいと思いますが。

総務部長：私から少しお話させていただきたいと思います。この協議会を始める前に今回の議案について、副市長をトップとする部長職による策定委員会というものを設けた中で、議案等の審議を行っているのですけれども、その中で話題となったのが市民の役割というように役割という言葉を使っていいのかどうかということです。

役割というのは、最近多いのは自治基本条例ですとか、まちづくり基本条例となると必ず役割というものが登場してきております。また、同じように協働のまちづくり指針についても、他の自治体では必ず役割という言葉が使われているのですけれども、役割というと義務的なものが当然ありますので、役割という言葉を使っていく事がどうなのかなということに策定委員会の中でなりましたが、それに代わる言葉が何かあるかということもなかなか思いつかないということになっておまして、この協議会の中で義務とまでは言わないけれども、役割という言葉を使っていくということが了解されるのであれば、私どももそう考えるのですけれども、人によっては役割って何、義務なのか、押し付けるのかという考えをお持ちになる方も出でてくるのかなとも思いますので、その辺について協議をしていただければと思っております。

会 長 : 今、お話をお聞きになったとおりであります。役割という表現について皆さんがどう受け止められているのか、意見をお聞きしたいということでございます。役割＝義務ということにもなりかねないということでございますので。

委 員 : 言われてみればそうなのかもしれないけれども、今まで考えたことがない。

委 員 : 市民にとっては、義務的になってしまいますかね。

委 員 : 義務的なことがあるのでしょうかね。それに代わるものがないというのは、義務的なものは含んでいないという概念もあるのではないですかね。私は今言われている、危惧をしている義務的なことは含まれていないというように感じますけれども。

委 員 : あなたの役割はこうだよと言われたら、何となく義務感は出てくる気もするのだけれども。委員長の場合はこうだよ、委員の役割はこうだよっていわれるとやっぱり義務感があるような気はする。

委 員 : 私はそうは感じないですね。

例えば他になんて表現します。

今、委員の役割はこうだと言われると義務感があるというイメージだとおっしゃいましたよね。例えば委員としての仕事ですよと言われたら感じないですか。

委 員 : 仕事と言われたら、しなくちゃならないとなりますね。

委 員 : だから、役割という言葉に対しては、義務感がそんなに伴っていないのではないかと私は感じています。役割に代わる言葉はなかなか難しいでしょ。

委 員 : 役割とは書いてありますけれども、中の文章はこういうようにしていきます。大切にします。ということだけですので、絶対にしなければならないというようなイメージには思えないですよ。ですから、指摘されないとあまり気にはならないですね。

会 長 : われわれも何の抵抗もなく見ていましたけれども。

総務部長 : 基本的には、今回の文章についても若干柔らか目に変えているところもあります。役割と言いながらも、義務ではないようなイメージの中での文章表現を、箇条書きの中ではさせていただいておりますので、そういう形で受け止めていただけるのであれば、これでもよろしいのかなと思います。急に多くの市民の方に役割って言った時にどう思われるのかなということで、私たちの内部的にはもしかすると検討を要するのかなという話しにもなりましたので、この中でそういうような形でご理解をいただけるのであれば、そのように進めていただきたいと思います。

会 長 : そういうことで皆さんよろしいですね。

委 員 : 次回までに、もしこれに代わるいい言葉があるのであれば、考えてきて言えばいいですよね。役割という言葉に特別抵抗はなかったですけども。

会 長 : それではよろしいですね。

全体をとおして、ご意見も大体出尽くしたのかなと思っております。たくさんのご意見ありがとうございました。

本日ここで出された意見につきましては、前回と同様に事務局でまとめて整理していただき、次回、4回目の協議会において確認していただくこととしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

会 長 : それでは、そういうことで事務局よろしくお願いいたします。

なお、次回につきましては、これまでの協議を踏まえて、協働を進めるための具体的な取り組みの検討になるかと思えます。指針の重要な部分の検討に入っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

委 員 : 今度は事業の具体例について何か議論をしていく事になるのですか。

事 務 局 : 今、ご質問があったのですけれども、今まで協働の指針ということで、基本的な考え方の部分について議論していただきました。今回の協議会では、町内会や市民活動団体の活動の課題等もたたき台を示した中で、それぞれ意見をいただいたところでございます。次回はこういう活動に対する課題を解決するために、協働の取り組みを進めるためにはどのような方策が必要になってくるのかということ、課題を基にこれから取り組みを進めるべき施策について、次回の協議会では検討していただこうと思っております。

今回の協議会では、まず一つとしては協働を進めるうえで、市の窓口、体制のあり方ということでご意見をいただいております。また、市民が積極的に参加するためということで、人材育成の取り組みについて、また、市の職員の参加のあり方ということでいろいろ意見等をいただいたところでございますので、それらが積極的に進むようにどのような方策を用いたらいいのかということ、次回の協議会で考えていきたいと思っております。今回の意見の内容を踏まえまして、たたき台を文章化しまして、市の策定委員会の方にもかけながら、協議会にお示ししたいと思いますし、また、新たな方策について、こういうことをすべきではないかという意見を次回までに、お考えをいただき協議会に臨んでいただければと事務局では思っているところでございます。

会 長 : そういうことでございますから、いい知恵がありましたら是非出していただきたいと思えます。

4. その他

会 長 : それでは、最後にその他になりますけれども、事務局から何かございますか。

事 務 局 : 次回の会議については先ほどお話したとおりでございます。

最後に確認をさせていただきたいと思いますが、先程、総務部長からも市と市民の役割、役割の表記については、義務的な感じにあまり捉えられないので、役割という表現でよろしいのではないかということで、ご意見をいただいたところでございます。この部分は、こういう役割が期待されますという形で表記がされておりますので、あまり義務的な受け止められ方をしないように、整理をさせていただきたいと思っておりますので、その辺はご了承を願いたいと思っております。

また、今回の協議会は9月中に開催することを予定しておりましたけれども、都合によりまして10月1日になっております。何とか次の第4回目もなるべく早い時期に開催できるように事務局で準備をしておりますので、今日は日程を何日という形でお伝えできませんけれども、早めに日程を調整いたしまして、ご連絡するようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 : 次回はなるべく早く開催したいという意向でございます。
その他ございませんか。

無いようでございますので、本日の協議会はこれをもって終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

5. 閉 会 (16時40分)